

件 名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主 管 課	人事課職員厚生室
根拠法令等	日本年金機構法（平成19年7月6日公布、平成22年1月1日施行） 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日公布、同年10月1日施行）

【改正の概要】

日本年金機構法により雇用保険法等の一部を改正する法律の施行期日の一部が平成22年4月1日から同年1月1日へ改正されたことに伴い、平成19年改正附則の第2条及び附則第3項の施行期日を改正。

1 平成19年改正附則の第2条

船員保険法に基づき支給されていた船員の失業給付が雇用保険法に統合されることに伴い、条例第10条第15項から「船員保険法の規定による失業給付」を削除したもの。

2 附則第3項

船員の失業給付の雇用保険法への統合に伴う改正に係る経過措置で、改正前の船員保険法の失業給付と失業者の退職手当の併給禁止を定めたもの。

施 行 日	公布の日
-------	------

【その他参考事項】

○失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに、当該失業者に支給する当該差額分の退職手当のこと。